

# ～Q & A～

## ●対象の装置について

Q1：対象となる特殊詐欺対策装置とは、どのようなものですか。

A1：原則、公益社団法人全国防犯協会連合会 (<http://www.bohan.or.jp/>) が推奨する「優良防犯電話推奨品目録」に掲載されている装置になります。

(掲載されていない装置の購入を検討されている場合は、事前にご相談ください。)  
ただし、この目録に掲載されている装置であっても、スマートフォン又は携帯電話は対象となりません。



QRコード

(公益社団法人全国防犯協会連合会ホームページ)

※スマートフォン等のカメラで読み取れます。

Q2：令和6年4月1日より前に購入したものは対象となりますか。

A2：対象となりません。購入の日は、領収書の日付けで確認します。

## ●申請について

Q3：レシートは、領収書の代わりになりますか。

A3：レシートであっても、「①申請者の氏名、②領収日、③領収金額、④購入相手方、⑤購入品名」の①～⑤すべての記載があるものであれば、領収書の代わりとなります。

※「領収書作成例」を参考にご確認ください。

Q4：インターネットで購入したものは対象となりますか。

A4：対象となります。ただし、「領収書作成例」のような領収書が発行可能か事前に販売店にご確認ください。なお、送料など特殊詐欺対策装置以外の費用については、補助の対象外となります。

Q5：共に65歳以上の二人暮らしだが、補助を2回受けられますか。

A5：受けられません。1世帯あたり1回限りの補助となります。

Q6：販売店が発行したレシート型の領収書に、申請者の氏名の記載がありません。

A6：販売店の方に、レシートの余白に申請者の方の氏名を記入してもらってください。